

営業禁止処分の解除について

平成27年7月16日

記者発表資料

[概要]

平成27年7月14日（火）付けで、食中毒の原因施設として食品衛生法に基づく営業禁止の処分とした笛吹市内の宿泊施設について、食中毒の病因物質の特定に至ってはいないが、再発防止措置が図られたことを確認したため、平成27年7月16日（木）をもって営業禁止の処分を解除した。

1 患者の状況

発症日時 : 平成27年7月9日（木）午後8時30分～
喫食者数 : 26グループ61名
患者数 : 11グループ20名
主な症状 : 下痢、おう吐など（喫食後、概ね6～9時間後に発症）
全員快方に向かっています

2 処分施設 所在地：笛吹市
業 種：飲食店営業

3 処分日及び内容 平成27年7月14日（火）営業の禁止

4 処分解除日 平成27年7月16日（木）

5 解除の理由

- ①喫食者の調査が完了し、発症状況が把握できたこと。
- ②食中毒対策として改善計画を策定し、実施する体制となったこと。
- ③現地調査により、その対策が実施可能であり、有効であることを保健所が確認したこと。
- ④従業員に対して総合的な食中毒対策について衛生指導を行ったこと。

（参考）山梨県の集団食中毒発生状況（本件を含む）

	発生件数	患者数	死亡者数
本年	9件	203名	0名
平成26年	6件	141名	0名

（問い合わせ先）

福祉保健部 衛生薬務課
食品衛生・動物愛護担当
電話 055-223-1489（内線3457）